

県北広域振興局長告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年11月19日

県北広域振興局長 高 橋 信

1 自立訓練

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313200172	多機能型事業所きらぼし	二戸郡一戸町中山字大塚77番地1	平成25年5月31日

2 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313200180	奥中山高原結カフェ	二戸郡一戸町中山字大塚112番地2	平成25年11月30日